

令和元年度
医療保健子ども福祉病院常任委員会
(子ども・福祉部) 所管事項説明資料

	頁
1 組織について	1
2 予算について	5
3 子ども・福祉部の所管事項について	13
(1) 支え合いの福祉社会づくり	14
(2) 障がい者の自立と共生	18
(3) 少子化対策の推進	22
(4) 支援が必要な子ども・家庭への対応	28
(5) 児童虐待の防止と社会的養育の推進	34

《別冊》

(別冊1) 事務事業概要

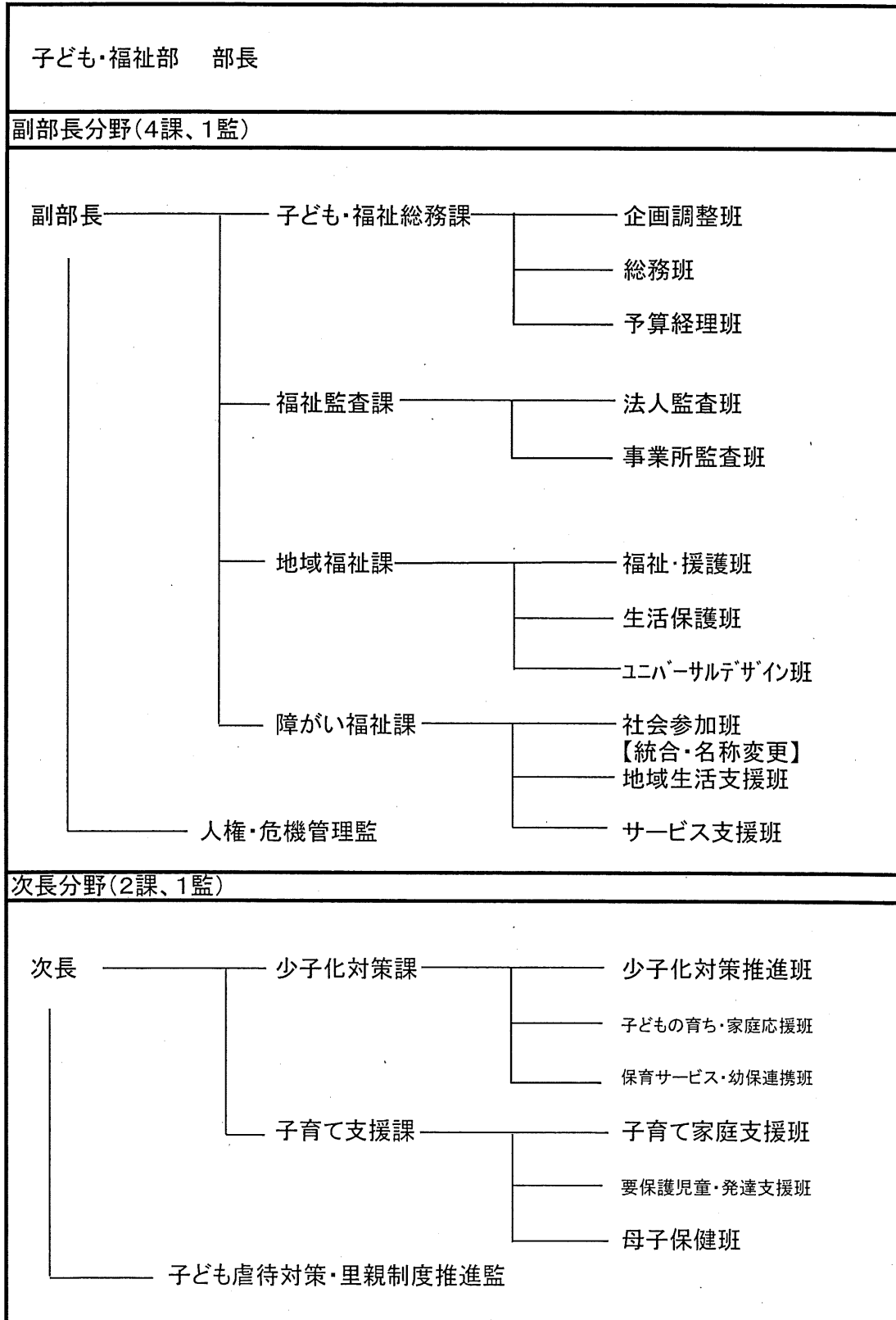
令和元年5月23日
子ども・福祉部

1 組織について

子ども・子育て支援の取組と生活保護など社会的扶助の取組を進めるとともに、障がいを抱える方々のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施しています。

今年度は、増加する児童虐待相談へ対応するための体制の強化などの視点から、組織体制を見直しました。

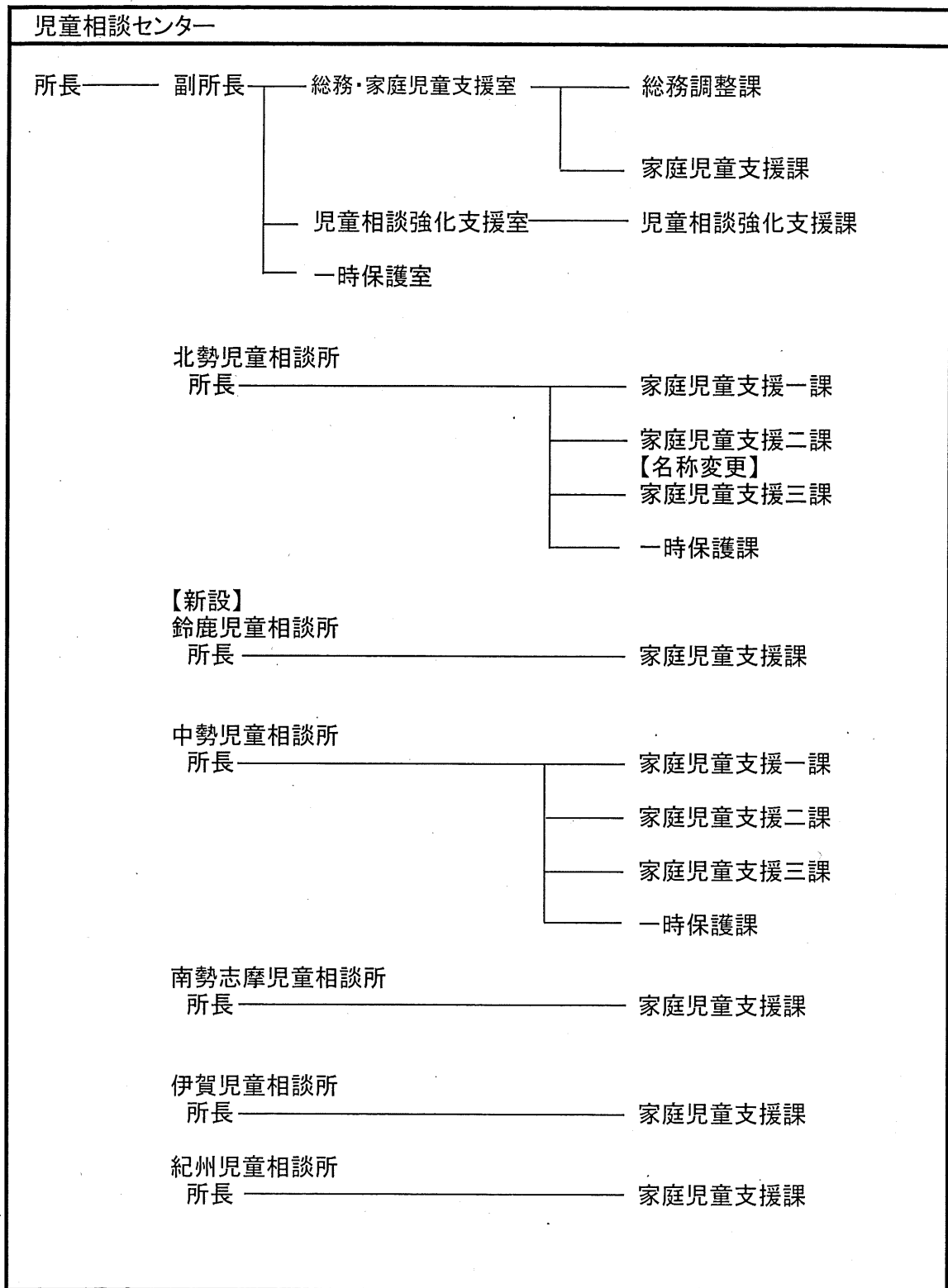
(1) 本庁

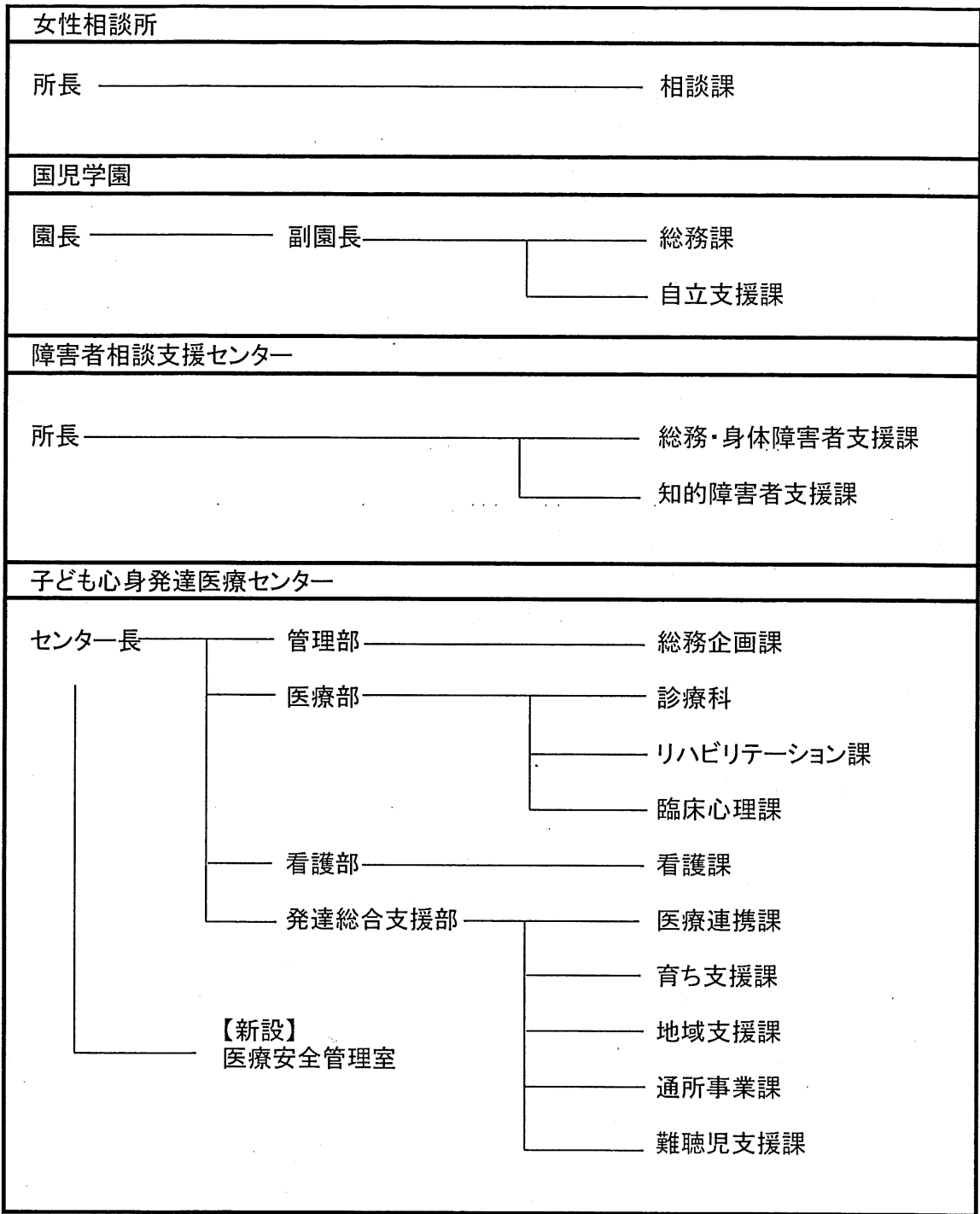


(2) 福祉事務所

北勢福祉事務所	
所長 _____	福祉課 生活保護課
多気度会福祉事務所	
所長 _____	福祉課 生活保護課
紀北福祉事務所	
所長 _____	福祉課
紀南福祉事務所	
所長 _____	福祉課

(3) 单独地域機関





2 予算について

令和元年度 子ども・福祉部予算 比較表

【一般会計】

(単位:千円、%)

		平成30年度当初 +29年度2月補正	令和元年度当初 +30年度2月補正	増減額	増減率
民生費	事業費	33,562,097	36,628,538	3,066,441	9.1
	県費	26,973,335	29,513,767	2,540,432	9.4
衛生費	事業費	1,663,725	1,646,228	△ 17,497	△ 1.1
	県費	1,422,233	1,386,537	△ 35,696	△ 2.5
教育費	事業費	1,995,190	1,029,752	△ 965,438	△ 48.4
	県費	1,254,869	779,495	△ 475,374	△ 37.9
合計	事業費	37,221,012	39,304,518	2,083,506	5.6
	県費	29,650,437	31,679,799	2,029,362	6.8

※県費は財源振替前

【特別会計】

(単位:千円、%)

	平成30年度当初	令和元年度当初	増減額	増減率
三重県母子及び父子並び に寡婦福祉資金貸付事業 特別会計	280,808	281,738	930	0.3
三重県立子ども心身発達 医療センター事業特別会 計	1,970,148	2,160,647	190,499	9.7
合計	2,250,956	2,442,385	191,429	8.5

令和元年度 施策別の予算額

子ども・福祉部
(単位:千円)

施策番号	施策名	平成30年当初 +29年度2月補正	令和元年度当初 +30年度2月補正	増減額	
	112 防災・減災対策を進める体制づくり	652	4,241	3,589	
	121 地域医療提供体制の確保	3,017	5,670	2,653	
○	131 障がい者の自立と共生	11,423,754	12,260,384	836,630	
○	132 支え合いの福祉社会づくり	3,477,489	3,436,566	△ 40,923	
	211 人権が尊重される社会づくり	301	367	66	
	212 あらゆる分野における女性活躍の推進	124,987	134,196	9,209	
○	231 少子化対策を進めるための環境づくり	345,778	320,053	△ 25,725	
○	232 結婚・妊娠・出産の支援	543,801	554,234	10,433	
○	233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実	(873,870)	(925,132)	(51,262)	
		14,983,638	16,140,691	1,157,053	
○	234 児童虐待の防止と社会的養護の推進	3,686,018	3,948,643	262,625	
	242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	63,723	55,697	△ 8,026	
	その他(人件費等)	(1,377,086)	(1,517,253)	(140,167)	
		2,567,854	2,443,776	△ 124,078	
合 計		特別会計	(2,250,956)	(2,442,385)	(191,429)
		一般会計	37,221,012	39,304,518	2,083,506

※ 上段()書きは特別会計分で外数

※ ○印は子ども・福祉部が主担当の施策

令和元年度当初予算のポイント

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

子ども・福祉部では、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことができる環境づくりの推進に取り組むとともに、障がい者や生活困窮者等が質の高い福祉サービスや支援により、自分らしい生活を営み、安心して暮らせる地域共生社会の実現をめざしています。

令和元年度は、『児童虐待の防止と社会的養護の推進』を含めた『みえ子どもスマイルプランの推進』および『誰もが共に暮らしやすい三重県づくり』等に取り組みます。

2 主な重点項目

(1) みえ子どもスマイルプランの推進

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、企業や団体等との協創をより重視し、児童虐待の防止や社会的養護の推進、幼児教育・保育の無償化の影響も考慮した待機児童解消への取組を含め、ライフステージ毎に切れ目のない対策を強化・継続します。また、さまざまな主体の意見をふまえ、これまでの取組成果や課題について、次期スマイルプランへつなげます。

主な事業

《ライフプラン教育の推進》

① 思春期ライフプラン教育事業	予算額	1,468 千円
-----------------	-----	----------

《子どもの貧困対策》

② 生活困窮家庭の子どもの学習支援事業	予算額	6,319 千円
---------------------	-----	----------

③ ひとり親家庭自立支援事業	予算額	40,976 千円
----------------	-----	-----------

④ 子どもの貧困対策推進事業	予算額	159 千円
----------------	-----	--------

《児童虐待の防止》

⑤ 児童虐待法的対応推進事業	予算額	46,429 千円
----------------	-----	-----------

⑥ 若年層における児童虐待予防事業	予算額	2,374 千円
-------------------	-----	----------

《社会的養護の推進》

(一部新) ⑦ 家庭的養護推進事業	予算額	140,310 千円
-------------------	-----	------------

⑧ 家族再生・自立支援事業	予算額	12,757 千円
---------------	-----	-----------

《出逢いの支援》

⑨ みえの出逢い支援事業	予算額	6,541 千円
--------------	-----	----------

《不妊に悩む家族への支援》

⑩ 不妊相談・治療支援事業	予算額	471,467 千円
---------------	-----	------------

《切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実》

⑪ 出産・育児まるっとサポートみえ推進事業 予算額 1,811 千円

《保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援》

(一部新) ⑫ 保育対策総合支援事業 予算額 79,589 千円

(一部新) ⑬ 教育・保育給付事業 予算額 6,624,929 千円

⑭ 保育士等キャリアアップ研修事業 予算額 15,980 千円

(一部新) ⑮ 保育専門研修事業 予算額 10,630 千円

《発達支援が必要な子どもへの対応》

⑯ 医療支援事業 予算額 21,825 千円

《男性の育児参画の推進》

(一部新) ⑰ 男性の育児参画普及啓発事業 予算額 3,192 千円

《県民の意識の高まり、環境の整備》

(一部新) ⑱ 少子化対策県民運動等推進事業 予算額 11,513 千円

(2) 児童虐待の防止と社会的養護の推進

平成29年8月に国から示された「新しい社会的養育ビジョン」をふまえ、全ての子どもの育ちを保障するため、子どもの最善の利益の実現に留意し、引き続き児童虐待に的確に対応するとともに、里親等への委託のさらなる進展をめざし、社会的養護を必要とする子どもたちの養育環境の一層の充実を図ります。また、児童虐待相談件数が過去最多を更新し続けている中、依然として多くの相談に対応している北勢地域の児童相談体制を強化するため、北勢児童相談所から鈴鹿・亀山地域を独立させ、鈴鹿児童相談所を設置し、より機動的な相談体制の実現をめざします。

主な事業

《児童虐待の防止》

① 児童一時保護事業 予算額 217,890 千円

② 児童虐待法的対応推進事業 予算額 46,429 千円

③ 市町児童相談体制支援推進事業 予算額 2,319 千円

④ 若年層における児童虐待予防事業 予算額 2,374 千円

《社会的養護の推進》

(一部新) ⑤ 家庭的養護推進事業 予算額 140,310 千円

⑥ 家族再生・自立支援事業 予算額 12,757 千円

(3) 誰もが共に暮らしやすい三重県づくり

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、本県においても、「三重県手話言語条例」や「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が制定されるなど、障がい者を取り巻く環境が変化しています。本県では、これらの法律・条例や、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者差別の解消や障がい者の自立と社会参加を進めます。

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応できるよう、支え合いの福祉社会づくり等の施策を総合的かつ計画的に推進します。

主な事業

《障がい者差別の解消》

(一部新) ① 障がい者権利擁護推進事業 予算額 8,136 千円

《障がい者の地域生活支援》

② 障がい者の地域移行受け皿整備事業 予算額 81,039 千円
(179,271千円 ※H30年度2月補正予算含みベース)

(一部新) ③ 医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業 予算額 3,200 千円

④ 障がい者相談支援体制強化事業 予算額 177,082 千円

《障がい者の自立・社会参加の支援》

⑤ 障がい者就労支援事業 予算額 18,903 千円

⑥ 障がい者スポーツ推進事業 予算額 55,697 千円

⑦ 障がい者の持つ県民力を発揮する事業 予算額 4,090 千円

《支え合いの福祉社会づくり》

(新) ⑧ 民生委員一斉改選事務費 予算額 5,230 千円
<事業実施期間：令和元年度>

(一部新) ⑨ 地域福祉推進啓発事業 予算額 1,095 千円

⑩ ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業 予算額 2,995 千円

⑪ 地域公共交通バリア解消促進事業 予算額 108,706 千円

3 事業の見直し

区分	事業本数	事業費(千円)
廃止	0本	0
リフォーム	4本	2,603
休止	0本	0
合計	4本	2,603

※ 「事業費」は、事業の見直しによる増減額を示しています。

みえ子どもスマイルプランの推進

地域福祉課 ② 224-2256
 少子化対策課 ⑨⑫⑬⑭⑮⑰⑱ 224-2404
 子育て支援課 ①③④⑤⑥⑦⑧⑩⑪⑯ 224-2271

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、企業や団体等との協創をより重視し、児童虐待の防止や社会的養護の推進、幼児教育・保育の無償化の影響も考慮した待機児童解消への取組を含め、ライフステージ毎に切れ目のない対策を強化・継続します。また、さまざまな主体の意見をふまえ、これまでの取組成果や課題について、次期スマイルプランへつなげます。

ライフステージ毎に切れ目のない対策

子ども・思春期	若者／結婚	妊娠・出産	子育て
<p>ライフプラン教育の推進</p> <p>① 思春期ライフプラン教育事業 予算額 1,468千円</p> <p>子どもの貧困対策</p> <p>② 生活困窮家庭の子ども学習支援事業 予算額 6,319千円</p> <p>③ ひとり親家庭自立支援事業 予算額 40,976千円</p> <p>④ 子どもの貧困対策推進事業 予算額 159千円</p>	<p>不妊に悩む家族への支援</p> <p>⑩ 不妊相談・治療支援事業 予算額 471,467千円</p> <p>切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実</p> <p>⑪ 出産・育児まるっとサポートみえ推進事業 予算額 1,811千円</p>	<p>保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援</p> <p>幼児教育・保育の無償化の影響も考慮した待機児童解消への取組</p> <p>⑫ (一部新) 保育対策総合支援事業 予算額 79,589千円 《保育体制強化事業》 保育士を補助する人材の確保に取り組む市町を支援します。 《みえの保育所等情報発信》 就労を希望する方が求めているきめ細かな求人情報や研修事業、保育所等の情報を、保育士・保育所支援センターにおいて一元的に発信します。 《「ホイクボス」の推進》 保育所におけるイクボス普及の取組を進めます。 《保育士・保育所支援センターの活用》 保育士確保のため保育士・保育所支援センターの運営や保育士修学資金等の貸付を行います。</p> <p>⑬ (一部新) 教育・保育給付事業 予算額 6,624,929千円 《無償化に伴う費用の支援》 幼児教育・保育の無償化に伴い必要となる費用の一部を支援し、市町等における円滑な事業の推進を支援します。 《認可外保育施設等の監督・監査》 認可外保育施設等の指導監督業務に係る専任職員を新たに配置することにより、指導・相談体制を強化します。</p> <p>⑭ 保育士等キャリアアップ研修事業 予算額 15,980千円</p>	
<p>別紙</p> <p>児童虐待の防止</p> <p>⑤ 児童虐待法的対応推進事業 予算額 46,429千円</p> <p>⑥ 若年層における児童虐待予防事業 予算額 2,374千円</p> <p>社会的養護の推進</p> <p>⑦ (一部新) 家庭的養護推進事業 予算額 140,310千円</p> <p>⑧ 家族再生・自立支援事業 予算額 12,757千円</p>	<p>ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために</p> <p>働き方</p> <p>○ 子育て期女性の就労に関する支援等</p>		
<p>県民の意識の高まり、環境の整備</p> <p>⑱ (一部新) 少子化対策県民運動等推進事業 予算額 11,513千円 「少子化対策推進県民会議」を開催し、さまざまな主体の参画を得ながら、これまでの取組成果や課題をふまえスマイルプランの改定を行います。</p>			



幼児教育・保育の無償化の影響も考慮した待機児童解消への取組

⑫ (一部新) 保育対策総合支援事業 予算額 79,589千円
 《保育体制強化事業》 保育士を補助する人材の確保に取り組む市町を支援します。
 《みえの保育所等情報発信》 就労を希望する方が求めているきめ細かな求人情報や研修事業、保育所等の情報を、保育士・保育所支援センターにおいて一元的に発信します。
 《「ホイクボス」の推進》 保育所におけるイクボス普及の取組を進めます。
 《保育士・保育所支援センターの活用》 保育士確保のため保育士・保育所支援センターの運営や保育士修学資金等の貸付を行います。

⑬ (一部新) 教育・保育給付事業 予算額 6,624,929千円
 《無償化に伴う費用の支援》 幼児教育・保育の無償化に伴い必要となる費用の一部を支援し、市町等における円滑な事業の推進を支援します。
 《認可外保育施設等の監督・監査》 認可外保育施設等の指導監督業務に係る専任職員を新たに配置することにより、指導・相談体制を強化します。

⑭ 保育士等キャリアアップ研修事業 予算額 15,980千円

⑮ (一部新) 保育専門研修事業 予算額 10,630千円
 保育士や子育て支援員、放課後児童支援員の認定資格研修や資質向上研修、保育現場で求められる専門性の向上に向けた研修等を行います。

発達支援が必要な子どもへの対応

⑯ 医療支援事業 予算額 21,825千円

男性の育児参画の推進

⑰ (一部新) 男性の育児参画普及啓発事業 予算額 3,192千円

中間マネジメント層を効果的に巻き込みながら、仕事と育児の両立に向けた職場環境づくりを進めるため、企業の経営者等を対象にした意見交換の場を設けます。



児童虐待の防止と社会的養護の推進

平成29年8月に国から示された「新しい社会的養育ビジョン」をふまえ、全ての子どもの育ちを保障するため、子どもの最善の利益の実現に留意し、引き続き児童虐待に的確に対応するとともに、里親等への委託のさらなる進展をめざし、社会的養護を必要とする子どもたちの養育環境の一層の充実を図ります。また、児童虐待相談件数が過去最多を更新し続けている中、依然として多くの相談に対応している北勢地域の児童相談体制を強化するため、北勢児童相談所から鈴鹿・亀山地域を独立させ、鈴鹿児童相談所を設置し、より機動的な相談体制の実現をめざします。

児童虐待の防止

予算額 338,596千円【前年度比93,220千円増】

①児童一時保護事業 予算額 217,890千円

児童相談所に併設する一時保護所において被虐待児童等を保護し、児童の安全の確保を図るとともに、専門職による心のケア等を行います。また、乳児院や児童養護施設、医療機関等への一時保護委託を実施し、被虐待児童等へのケアを行います。

②児童虐待法的対応推進事業 予算額 46,429千円

児童相談所の法的対応、介入型支援を強化し、児童虐待に的確に対応するため、研究機関によるAI技術の児童相談業務への導入研究への協力などを行い、アセスメントの精度を高めます。また、子どもの権利擁護を推進するため、多機関連携の推進や協同面接の確立に取り組むとともに、アドボケイト（代弁・擁護者）の養成、適切な家庭復帰に向けた仕組みづくりを進めます。

③市町児童相談体制支援推進事業 予算額 2,319千円

市町との継続した定期協議を実施し、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣等を行うとともに、市町職員を対象とした研修の充実を図ります。

④若年層における児童虐待予防事業 予算額 2,374千円

若年層における児童虐待の未然防止を図るため、「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」を引き続き開設し、計画していない妊娠や思春期世代への相談支援を行います。



社会的養護の推進

予算額 3,610,047千円【前年度比169,405千円増】

⑤（一部新）家庭的養護推進事業

予算額 140,310千円

《三重県社会的養育推進計画の策定》

「新しい社会的養育ビジョン」の理念をふまえ、社会的養育の推進を目的とした新たな計画を策定します。

《里親委託の推進》

里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチングならびに里親委託中から委託解除後の支援までを行う里親養育包括支援体制（フォスタリング機能）の整備を進めます。

《家庭的養護体制の推進》

児童養護施設の小規模グループケア化や地域分散化、児童家庭支援センターの設置を促進します。

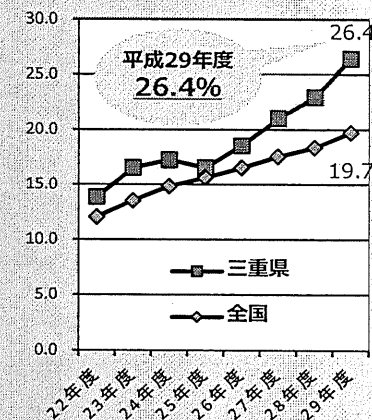
⑥家族再生・自立支援事業

予算額 12,757千円

入所児童の処遇向上を図るため、児童養護施設職員等の人材育成に取り組むとともに、退所者に対し生活の場の提供や施設に帰省した際の経費の補助を行うほか、入所中の児童に退所後の進学や就職について考える機会を提供します。



里親委託率の推移



子どもの最善の利益の実現に向けて

誰もが共に暮らしやすい三重県づくり

地域福祉課 ⑧⑨⑩⑪ 224-2256
障がい福祉課 ①②③④⑤⑥⑦ 224-2274

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、本県においても、「三重県手話言語条例」や「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が制定されるなど、障がい者を取り巻く環境が変化しています。本県では、これらの法律・条例や、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者差別の解消や障がい者の自立と社会参加を進めます。

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応できるよう、支え合いの福祉社会づくり等の施策を総合的かつ計画的に推進します。

障がい者差別の解消

- ①(一部新)障がい者権利擁護推進事業 予算額 8,136千円
《障がいを理由とする差別の解消》相談員を設置するとともに、紛争解決を図るための体制を整備するほか、三重県障がい者差別解消支援協議会を構成する関係機関と連携して、普及啓発等に取り組みます。
《障がい者の虐待防止》研修の実施や専門家チームの活用により、障がい者の虐待防止や対応力の向上を図ります。
《手話言語の普及啓発》県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、手話を使用しやすい環境の整備を進めます。

障がい者の地域生活支援

- ②障がい者の地域移行受け皿整備事業 予算額 81,039千円
【179,271千円 ※H30年度2月補正予算含みベース】
グループホームや日中活動の場の整備促進に取り組みます。
③(一部新)医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業 予算額 3,200千円
《地域連携の支援》医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、各地域で構築されている地域ネットワークへの側面的支援を行い、支援体制の強化と連携を図ります。
《コーディネーター等の人材育成》医療的ケアが必要な障がい児・者の地域での受け皿を拡充するため、医療的ケア児・者コーディネーターの養成、障害福祉サービス等事業所職員の医療的ケア技術のスキルアップおよび地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能構築に向けた研修会を開催することにより、人材育成を強化します。
④障がい者相談支援体制強化事業 予算額 177,082千円
障害保健福祉圏域を基本として、就業・生活相談を実施するとともに、障がい児等に対する支援体制の機能強化を図ります。また、県内全域を対象とした自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がい等に係る専門性の高い相談事業を行います。

障がい者の自立・社会参加の支援

- ⑤障がい者就労支援事業 予算額 18,903千円
経営コンサルタント等を活用した福祉事業所の経営改善等への支援を進めるとともに、福祉事業所に対する受注の仲介、販路開拓等を行う共同受注窓口の取組を支援し、一層の受注拡大を進めます。
⑥障がい者スポーツ推進事業 予算額 55,697千円
令和3年の三重とこわか大会に向けて、選手の発掘・育成や指導員等の養成、練習環境の整備を行うとともに、東京パラリンピックに向けて、国内外の大会で活躍できる選手の発掘・育成を図ります。
⑦障がい者の持つ県民力を発揮する事業 予算額 4,090千円
障がい者の芸術・文化活動を活性化するため、さまざまな主体と連携して「三重県障がい者芸術文化祭」を開催します。

三重とこわか大会
TRIFUKUWA-KAI
2021



支え合いの福祉社会づくり

- ⑧(新)民生委員一斉改選事務費 予算額 5,230千円
3年に1度の民生委員・児童委員の一斉改選を行います。
⑨(一部新)地域福祉推進啓発事業 予算額 1,095千円
《地域福祉支援計画等の策定》県内全域で地域福祉をより一層推進していくため、新たな地域福祉支援計画および地方再犯防止推進計画を策定します。
⑩ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業 予算額 2,995千円
周囲の方に配慮や援助を必要としていることを知らせるヘルプマークの普及をはじめ、ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画に沿って取組を進めます。
⑪地域公共交通バリア解消促進事業 予算額 108,706千円
公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化（段差解消、内方線整備等）に対する支援を行います。



3 子ども・福祉部の所管事項について

項 目	(1) 支え合いの福祉社会づくり	福祉監査課 地域福祉課
<p>1 地域の支え合い</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>近年、単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、家族や地域社会等との絆が希薄となる中で、社会的に弱い立場に置かれた人々が孤立し、地域で生活し続けることが困難な状況が生じています。このような中、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民の立場に立って活動する民生委員・児童委員やボランティアなどによる地域福祉活動への期待が高まっています。地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員について、県民の理解を深めるとともに、民生委員・児童委員の活動を、市町とも連携しながら支援していく必要があります。</p> <p>また、地域で生活する判断能力に不安のある高齢者や障がい者等が、必要な福祉サービスを受けられない、あるいは金銭管理ができず消費者被害に遭うなどの問題が起きています。社会構造の変化の中で、人々がさまざまな生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉をより一層推進していく必要があります。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>ア 民生委員・児童委員活動への支援とボランティア活動の促進</p> <p>民生委員・児童委員の一斉改選を行うとともに、住民の立場に立って相談・支援を行う民生委員・児童委員の活動を、市町とも連携し支援します。また、制度の一層の周知等により、民生委員・児童委員の活動に対する社会的理解を深めていきます。</p> <p>さらに、ボランティア活動の一層の活性化を図るため、県ボランティアセンター（県社会福祉協議会）が行うボランティアコーディネーターの養成や広報啓発事業等を支援します。</p> <p>イ 権利擁護の推進</p> <p>判断能力に不安のある高齢者や障がい者が、地域で自立して生活できるよう、福祉サービス利用の手続きや金銭管理など、日常生活の支援を行う社会福祉協議会の活動を支援し、支援体制の確保を図ります。</p> <p>ウ 地域福祉支援計画および地方再犯防止推進計画の策定</p> <p>「地域共生社会」の実現に向けて、県内全域で地域福祉をより一層推進していくため、新たな地域福祉支援計画を策定するとともに、犯罪をした者による再犯を防止し、地域で孤立せず、社会の一員として、地域社会とかかわりを持ちながら日常生活を営めるよう、関連する施策の推進を図るため、新たに、地方再犯防止推進計画を策定します。</p>		

2 生活困窮者への支援

(1) 現状と課題

生活に困窮する者に対し、生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するなど生活保護の適正実施に努めています。

また、生活保護に至る前の段階での生活困窮者の自立支援について、生活困窮者自立支援法に基づき、県においては、関係機関と連携し、県所管地域（多気町を除く郡部）における生活困窮者の自立支援に取り組むとともに、福祉事務所設置市町（14市、多気町）に対し、事業の円滑な実施のために必要な助言、情報提供を行い、生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援が行えるよう取り組んでいます。

引き続き、県所管地域においては適切な支援を実施するとともに、市町に対しては、先進取組事例等の情報提供や担当職員の研修を実施するなど、さらなる支援体制の充実を図る必要があります。また、支援メニューのひとつである就労訓練事業について啓発に努めるとともに、事業の普及を図る必要があります。

(2) 今後の予定

生活に困窮する者に対し、生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、被保護者の状況に応じ、就労による経済的自立や健康管理等による日常生活自立に向けた支援に取り組めます。なお、日常生活自立については、平成30年6月の法改正により、令和3年1月からすべての福祉事務所において「被保護者健康管理支援事業」を実施することになったことから、令和元年度は事業実施に向けた準備を進めます。

また、生活困窮者自立支援については、次の取組を実施します。

ア 県所管地域（多気町を除く郡部）における自立支援

県所管地域において、関係機関や関係部局と連携のうえ、生活困窮者からの相談に適切に対応し、就労支援、家計相談支援等、個々の生活困窮者の状況に応じた包括的な支援や、子どもへの学習支援などを実施することにより、早期の自立支援に取り組めます。

なお、子どもの学習支援については、令和元年度から、学習支援に加え、生活困窮世帯の子ども等の生活習慣等の改善、教育および就労に関する相談に対する情報提供、助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」として実施します。

イ 福祉事務所設置市町への支援

福祉事務所設置市町において、生活困窮者自立支援法に基づく各種事業が実施されるよう、引き続き必要な助言、情報提供を行うとともに、相談支援にあたる職員の研修を行うなど、市町の取組を支援します。

ウ 就労訓練事業の普及

就労訓練事業については、協力事業所の取組の発信やPRを行い、事業の啓発に努めるとともに、より多くの業種、地域の事業者から協力が得られるよう取組を進めます。

3 ユニバーサルデザインのまちづくり

(1) 現状と課題

障がい者、高齢者等をはじめとする全ての人々が自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進するため、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」および令和元年度から4年間で計画期間とする「第4次ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019-2022）」に基づき、取組を進める必要があります。

障がい者や高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方の外出を支援することを目的とした「三重おもいやり駐車場利用証制度」（平成24年10月開始）については、利用証交付者数が平成31年3月末時点で72,812人（累計）、「おもいやり駐車場」の登録届出数が平成31年3月末時点で2,160施設、4,343区画となるなど、制度が定着してきましたが、「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していない車が見られることなどから、引き続き制度の啓発が必要です。

また、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている障がいのある方や病気の方などが周囲の方に支援や理解を求めやすくするためのヘルプマークの普及啓発については、平成30年2月の「ヘルプカード」の配布に続き、「ヘルプマーク」（ストラップ）を平成30年6月から配布するとともに、公共交通機関事業者との連携等により一定の啓発が進みました。

公共交通機関のバリアフリー化については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく国の基本方針に沿って、県内の鉄道駅のバリアフリー化等を進める必要があります。

(2) 今後の予定

「第4次三重県ユニバーサルデザインまちづくり推進計画（2019-2022）」に基づき、ヘルプマークの普及に取り組むとともに、県有施設等におけるユニバーサルデザインに配慮した整備を推進するなど、おもいやりの行動でつながる三重づくりを以下のとおり進めます。

ア ユニバーサルデザインの意識づくり

ヘルプマークの普及について取組を進めるとともに、学校出前授業などにより、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。

また、「三重おもいやり駐車場利用証制度」について、市町やUD団体などと連携して普及啓発を行うとともに、さまざまな施設に「おもいやり駐車場」が設置されるよう事業者等に協力を依頼します。

イ 県有施設のUD整備指針（仮称）の策定にかかる取組

県有施設のユニバーサルデザインに配慮した管理や整備の指針とするため、施設管理者の意見を聞きながら、必要な調査・評価・フィードバックを行います。

ウ 駅舎のバリアフリー化の推進

公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化を支援するとともに、事業者や関係市と今後の整備方針等について調整を進めます。

4 適切な指導監査の推進

(1) 現状と課題

社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査について、連絡会議や研修会の開催により、市町との連携を図りながら適切に実施するとともに、社会福祉法人制度改革についての研修会等により社会福祉法人に対する情報提供を行いました。

また、近年増加傾向にある利用者への虐待事案への対応については、指導監査実施方針の重点項目に位置付け、指導監査の場においても、職員に対する研修の実施状況等虐待防止への取組状況を検証しています。

なお、虐待が疑われる事業所に対しては、無通告による実地指導を行うなど虐待根絶に向けた指導を強化しています。

社会福祉法人に対しては、評議員会等の適正な運営など経営組織のガバナンスの強化が図られるよう、研修会や指導監査を実施しています。

引き続き、市町と連携して指導監査にあたりるとともに、増大する事業所に対しての効果的、効率的な監査を行う必要があります。

(2) 今後の予定

社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査について、市町と連携しながら、社会福祉法人の運営状況に応じた監査頻度の設定、事業者を集めて行う集団指導の活用、利用者への虐待防止など社会的な状況に応じた重点監査項目の設定、その他提供された情報等に基づく監査優先度の設定など、効果的、効率的な指導監査を実施し、利用者が安心して利用することができる社会福祉施設・事業所の確保に努めていきます。

項 目	(2) 障がい者の自立と共生	障がい福祉課
<p>1 障がい者の権利擁護</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>平成30年10月1日に施行された「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のために、さまざまな機会をとらえ、条例の趣旨等についての普及啓発に取り組むとともに、障がいを理由とする不当な差別的取扱いや合理的な配慮の提供などに関する相談への対応を行っています。</p> <p>また、関係機関のネットワークである三重県障がい者差別解消支援協議会を設置・運営し、相談事例等について情報共有を図るなど、関係機関と連携して障がい者差別解消のための取組を進めています。</p> <p>さらに、障がい者虐待については、虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対する研修や、虐待事案の発生した施設等に対する改善に向けた指導を行っています。</p> <p>今後は、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、より幅広い層への普及啓発や障がいを理由とする差別の解消のための体制強化を進める必要があるとともに、引き続き、障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の未然防止および虐待事例への適切な対応を行う必要があります。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性などについて、県民や事業者への普及啓発を進めるとともに、平成31年4月1日から、障がい者やその家族等からの相談に応じる専門相談員や、諮問機関として調査・審議を行う三重県障がい者差別解消調整委員会を新たに設置し、障がいを理由とする差別の解消のための体制強化を進めます。</p> <p>また、関係機関のネットワークである三重県障がい者差別解消支援協議会において、障がいを理由とする差別に関する相談事例等について、情報共有や検証の取組を進めます。</p> <p>さらに、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待事案の発生した施設等に対し改善に向けた指導を行います。</p>		

2 地域生活移行支援

(1) 現状と課題

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームや通所系の障害福祉サービス事業所の整備を進め、障がい者が地域で生活するために必要な、居住や日中活動の場の確保・充実を図っています。

また、過齢児の円滑な地域移行を進めるため、福祉型障害児入所施設へのコーディネーターの配置や、福祉型障害児入所施設の課題について検討を進めるとともに、障がい者を支援する人材の育成により、障がい者の地域移行に取り組んでいます。

さらに、医療的ケアを必要とする障がい児・者について、これまで各地域で構築された地域ネットワークの連携強化や人材育成を行うなど、地域における支援体制の強化と受け皿の整備を進めています。

今後は、障がい者の地域移行をさらに進めるため、医療的ケアを必要とする障がい児・者、強度行動障がいのある障がい者が、地域で必要なサービスを受けることができる体制整備をさらに推進する必要があります。

(2) 今後の予定

障がい者の居住や日中活動の場の確保・充実を図るため、引き続き、グループホームや通所系の障害福祉サービス事業所の整備を進めます。

また、医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、これまでに各地域で構築された支援体制の強化と連携を図るため、地域ネットワークへの側面的支援を行います。また、医療的ケア児・者コーディネーターの養成、障害福祉サービス等事業所職員の医療的ケア技術のスキルアップおよび地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能構築に向けた研修会を開催することにより人材育成面を強化するなどして、医療的ケアが必要な障がい児・者の地域での受け皿を拡充します。

3 就労支援

(1) 現状と課題

障がい者の経済的自立を図るため、障害者優先調達推進法に基づく県調達方針を策定し、障害者就労施設等からの調達拡大を推進するとともに、障がい者が福祉的就労を行う福祉事業所に対して、経営コンサルタントによる経営改善指導や共同受注窓口による受注の仲介、販路開拓等を行うなど、工賃の向上等に取り組んでいます。

また、県内障害保健福祉圏域を基本として設置した、障がい者就業・生活支援センターにおいて就職相談・支援を行うほか、知的障がい者への就労支援講座としてホームヘルパー研修等を実施し、個々の障がい者の雇用契約に基づく就労への移行を進めています。

さらに、障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く社会的事業所の安定的な運営を支援しています。

引き続き、就労支援、工賃向上および雇用の場の拡大に向けた取組を充実・強化し、障がい者の自立と社会参加をさらに促進していくことが求められています。

(2) 今後の予定

県調達方針に基づき障害者就労施設等への一層の調達拡大に努めるとともに、福祉事業所における工賃の向上等に向けて、専門家派遣や研修会の実施、共同受注窓口の運営支援等に取り組みます。

また、各障害保健福祉圏域を基本として設置した障がい者就業・生活支援センターによる就労および生活を一体的に行う支援や、就労支援講座の開催、社会的事業所の運営支援などにより、引き続き障がい者の就労を支援します。

4 相談支援体制の構築

(1) 現状と課題

障がい者が地域で安心して生活できるよう、障害保健福祉圏域を基本とし、広域的相談支援事業として就業・生活相談等を行うとともに、県内全域を対象とした自閉症・発達障がい、高次脳機能障がいおよび重症心身障がいの専門性の高い相談支援を行っています。

引き続き、広域的・専門的な相談支援を行うとともに、より効果的な相談体制となるよう見直しを進め、市町による基幹相談センター整備への支援を継続し、重層的な相談支援体制の整備を進める必要があります。

(2) 今後の予定

専門的な相談支援および各障害保健福祉圏域を基本とする広域的な就業・生活相談を実施するとともに、障がい児等に対する支援体制の整備を進めます。また、市町が実施する相談支援の体制強化を支援し、計画相談、市町委託相談および基幹相談の役割の明確化と連携を進め、相談支援の質の向上に取り組みます。

5 社会参加の促進

(1) 現状と課題

障がい者の自立と社会参加を推進するとともに、県民の障がい者に対する理解を深めるため、県障がい者スポーツ大会やふれあいスポレク祭を開催しています。また、令和3年に本県で開催予定の第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）に向けた選手や競技団体の育成、障がい者スポーツ指導員等の障がい者スポーツを支える関係者の養成に取り組んでいます。引き続き、三重とこわか大会に向けた取組を進めるとともに、障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組を進める必要があります。

また、三重県障がい者芸術文化祭をさまざまな主体との協働により開催しており、展示作品等や入場者数の増加に努め、より多くの障がい者が自身の持つ能力を発揮できる機会を設けることが必要です。

さらに、三重県視覚障害者支援センターおよび三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、点訳奉仕員や手話通訳者等の養成、生活相談や生活訓練等を行っており、引き続き、一人ひとりの障がいの状況に応じた各種支援に取り組む必要があります。加えて、平成28年6月の「三重県手話言語条例」の制定を受けて策定した三重県手話施策推進計画に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や、手話通訳を行う人材の育成等に取り組んでおり、引き続き、手話を使用しやすい環境の整備を進める必要があります。

(2) 今後の予定

令和3年の第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）に向けて、引き続き、選手や競技団体の育成、練習環境の整備を進めるとともに、障がい者スポーツ指導員など、障がい者スポーツを支える関係者の養成に取り組めます。

また、開催方法や広報等を工夫しながら、第8回三重県障がい者芸術文化祭を、令和元年12月13日、14日に亀山市で開催します。

さらに、三重県視覚障害者支援センターおよび三重県聴覚障害者支援センターにおいて、引き続き、一人ひとりの障がいの状況に応じた支援者養成や情報支援、地域生活支援などに取り組むとともに、三重県手話施策推進計画に基づき、県民、事業者および学生向け手話講座や県・市町職員等手話研修による学習機会の確保、手話通訳を行う人材の育成等に取り組み、手話を使用しやすい環境の整備を進めます。

項目	(3) 少子化対策の推進	少子化対策課
<p>1 少子化対策を進めるための機運醸成</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>本県の平成29年の合計特殊出生率は1.49で、3年ぶりに1.5台を割り込んだほか、出生数も12,663人と前年より539人減少しており、依然として少子化の傾向が続いています。</p> <p>また、家族のあり方が多様化している中で、子どもを取り巻く環境は複雑化しており、子どもに関わるさまざまな問題が顕在化しています。</p> <p>県では、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議を設置し、少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策の計画である「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(略称：みえ子どもスマイルプラン)を平成27年3月に策定し、PDCA(計画・実行・評価・改善)のサイクルに基づき、的確な進行管理を行っています。</p> <p>また、県民の皆さんや企業、関係機関等と少子化の現状等について危機感を共有し、対策の必要性について広く認識していただくとともに、さまざまな主体の参画を得ながら取組を進める必要があるため、「みえ・たい³(たいキューブ)・スイッチ」*関連イベントの開催や、「みえ子どもスマイルネット」(少子化対策総合ウェブサイト)により、切れ目のない支援や取組について、わかりやすい情報発信を行っています。</p> <p>少子化対策は成果が表れるまで長い時間を要することから、引き続き、さまざまな主体の参画を得ながら、ライフステージに応じた切れ目のない対策を継続・強化する必要があります。</p> <p>※みえ・たい³(たいキューブ)・スイッチ</p> <p>少子化対策の機運を、さまざまな主体の参画により県民全体で盛り上げていくためのキャッチフレーズ。「みえ 出逢いたい 産みたい 育てたい スイッチ」の略。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>少子化対策に対する機運の醸成を図るため、引き続き、少子化対策推進県民会議や「みえ・たい³(たいキューブ)・スイッチ」関連イベントを開催するほか、「みえ子どもスマイルネット」による情報発信を進めます。</p> <p>また、「みえ子どもスマイルプラン」の計画期間が平成27年度から令和元年度の5年間であることから、これまでの取組成果や課題をふまえ、少子化対策推進県民会議等のさまざまな主体の参画を得ながら、関連する計画とあわせて一体的に改定を行います。</p>		

2 子どもの育ちを支える地域社会づくり

(1) 現状と課題

県では、平成 23 年 4 月に制定した「三重県子ども条例」の基本理念に基づき、子どもの育ちを支える取組を進めています。

県の取組に関して、子どもの意見を聞き、施策の参考とするため、インターネットを利用した「キッズ・モニター」によるアンケートを実施するとともに、子どもからの相談に対応するため、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営しています。

また、小・中・高校生や保護者、県民を対象に子どもの意識や実態等に関するアンケート調査を実施し、その結果をふまえ「みえの子ども白書 2019」として取りまとめました。子どもが悩み等を家の人や誰かに相談することと自己肯定感に係る関係性がみられたことから、親子の会話やふれあいを促す家庭教育の取組や地域で子どもを育てていくという機運の醸成が重要です。

さらに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」※と連携して、子育てを応援するイベント「第 13 回子育て応援！わくわくフェスタ」を開催し、子どもの育ちを社会全体で支えていくネットワークを広げるとともに、企業や団体等と連携して「みえの子ども応援プロジェクト」※に取り組んでいます。今後は、さらに企業・団体等が主体となって活動できるよう事業展開を検討していく必要があります。また、子育て家庭応援クーポンの協賛店舗拡大なども進めています。さらなる協賛店舗拡大の取組が必要です。

加えて、「三重県青少年健全育成条例」に基づき、携帯電話販売店等に対して立ち入り調査を実施し、青少年が使用する携帯電話等のフィルタリングサービス利用の周知を行いました。青少年のフィルタリングサービスの利用率は 73.0%（平成 30 年度）であり、引き続き周知を図る必要があります。

あわせて、市町と連携して、子育て家庭を応援する人材養成として「子育て・子育てマイスター養成講座」や「孫育て講座」を開催しました。引き続き、多くの市町で祖父母世代も含めたさまざまな主体と連携しながら、子育て家庭を応援していく必要があります。

※みえ次世代育成応援ネットワーク

地域で子どもの育ちや子育て家庭を応援するため、企業や子育て支援団体で構成するネットワーク（平成 31 年 3 月末現在：1,570 会員（企業 915、団体 655））。

※みえの子ども応援プロジェクト

企業や団体、個人から、人的、資金的、物的支援を得ながら、結婚や妊娠・子育てなどの希望がない、すべての子どもが豊かに育つ三重の実現に向けた取組を応援することにより、「子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれる地域社会づくり」を進めることを目的としたプロジェクト。平成 21 年度から実施。

(2) 今後の予定

引き続き、「三重県子ども条例」の普及啓発や、子どもの意見を県の施策等へ反映させることを目的とした「キッズ・モニター」を実施するとともに、子どもからの相談に対応する「こどもほっとダイヤル」を運営します。

また、企業・団体等さまざまな主体が加盟する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、社会全体で子育て家庭を応援する機運を高めるため、「子ども応援！わくわくフェスタ」の開催や、子どもが夢を実現するため主体的に取り組む活動を支援する「みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト」に取り組むなどして「みえの子ども応援プロジェクト」を進めます。

さらに、子育て家庭応援クーポン協賛店舗の拡大にも取り組んでいきます。

加えて、保護者等に対して、携帯電話等を通じたネット被害防止の重要性やフィルタリングサービスの必要性、家庭におけるルールづくりなどについて周知を図るとともに、青少年の自撮り被害が増加している現状に鑑み、国に対して法律の整備による規制を求め、対策を検討していきます。あわせて、子育て家庭を応援する取組を促進するため、引き続き市町と連携して「子育て・子育てマイスター養成講座」、「孫育て講座」の開催や育成した人材のフォローアップに取り組めます。

3 男性の育児参画の推進

(1) 現状と課題

「みえの育児男子プロジェクト」として、「第5回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」や「みえの自然体験親子発信事業」など、男性の育児参画の必要性を普及するさまざまな取組を実施しました。

また、企業等における人材確保の観点等からも重要である仕事と家庭生活の両立に向けた職場環境や風土づくりには、部下の仕事と家庭の両立を応援するとともに業績の向上をめざす「イクボス」の存在が不可欠です。そのため、平成28年度に設置した「みえのイクボス同盟」（平成31年3月末現在：180企業団体加盟）の加入促進に努めるとともに、企業等に対してイクボス推進の助言ができる人材として「みえのイクボス伝道師」を養成しました。引き続き、機運醸成や環境づくりを進める必要があります。

(2) 今後の予定

「みえの育児男子プロジェクト」として、男性の育児参画への関心を高める普及啓発を引き続き進めます。また、企業等におけるワークとライフの充実に向けては、「制度はあるがそれを利用する風土がない」や「それぞれの企業の取組を情報共有する場が少ない」という声も聞かれることから、みえのイクボス伝道師と連携して、課題や悩み等を一緒に考え、ノウハウやスキルを共有する意見交換会を実施し、企業等におけるイクボスの取組を推進していきます。

4 出逢いの支援

(1) 現状と課題

平成 29 年度に策定した「みえの出逢い支援等実施計画」に基づき、平成 26 年度に設置した「みえ出逢いサポートセンター」（以下「センター」という。）を中心に、結婚を希望する人へのイベント等の情報提供（平成 30 年度：263 件）や市町や企業等が行う結婚支援に対し支援を行いました。また、地域の小売業等と連携し、社会全体で結婚を応援する機運醸成を行いました。

さらに、市町とのさらなる連携強化を図るため、「市町結婚支援・少子化対策担当課長会議」を 2 回実施し、県からの情報提供、県と市町、市町間での意見交換等を実施しました。

引き続き、結婚を望む人が結婚できる地域社会の実現に向けて、市町や企業・団体等との協創により、さらに取組を進めていく必要があります。

(2) 今後の予定

結婚を望む人に対し、出逢いの場の情報提供を進めるため、「みえの出逢い支援等実施計画」に基づき、センターの情報発信に加え、三重県美容業生活衛生同業組合や三重県花商組合連合会等の団体と連携し、センターの情報を紹介するなど、情報発信の強化を進めます。

また、センターが各地域に出向き、相談等を受け付ける地域サテライト事業を実施し、センターの利便性向上、地域における取組の活性化につなげます。

さらに、社会全体で結婚を望む人を応援する地域づくりを進めるため、引き続き市町や企業等さまざまな主体と連携した機運醸成に取り組みます。

5 家庭教育応援の推進

(1) 現状と課題

少子化の進行や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や家族のあり様が多様化する中、孤立しがちな家庭や子育て・しつけ・教育に不安を感じる保護者が増加していることから、平成 29 年 3 月に策定した家庭教育の充実に向けた取組方策を示す「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、市町と連携した「家庭教育応援モデル事業」や、県 P T A 連合会、県教育委員会と連携した親同士の交流の機会となる「スマイルワーク」「スマイルリーダー（ワークショップの進行役）養成講座」などを実施しました。

また、子どもの体験活動の重要性について啓発するリーフレットを作成・配布するとともに、「男性の子育て応援講座」を開催しました。今後は県内各地で家庭教育が推進されるよう、市町や企業に働きかけていく必要があります。

さらに、野外体験保育に主体的に取り組もうとする幼稚園や保育所等に対し、アドバイザーの派遣や事例研究会を開催するとともに、取組を進めるうえで核となる人材を養成しました。引き続き、野外体験保育の普及を図る必要があります。

あわせて、子どもと大人のあたたかい気持ちの交流の機会を提供するため、ありがたいの一行詩コンクールを実施するとともに、最優秀賞4作品のドラマ映像を作成しました。

(2) 今後の予定

「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、モデル事業による市町の取組の支援および連携会議での情報提供等を通じて他市町への波及を図ります。

また、引き続き、親同士の交流機会や学習機会となるワークショップ等を小学校と連携して開催するとともに、男性の育児参画を進める中で、父親等を対象に子どもの生活習慣や自主性等について考える場づくりを促進します。

さらに、子どもの生き抜いていく力の育成に向け、野外体験保育に関する普及啓発やアドバイザー派遣、前年度に養成した人材のステップアップ等に取り組めます。

6 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援

(1) 現状と課題

平成27年3月に策定した「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（平成27年度～令和元年度）に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実に取り組んでいます。

本県の待機児童は、平成30年4月1日現在では80人でしたが、保護者の職場復帰等により年度途中で低年齢児の入所希望が増加することから、10月1日現在では434人となりました。低年齢児の入所希望に対応できる保育士数を確保することが課題となっています。なお、平成30年度に潜在保育士を対象とした就労等意識調査を実施したところ、回答のあった方のうち約半数が7年未満で離職しており、離職理由や復職する際に希望する条件を分析した結果、賃金条件や休暇の取りづらさ、残業の多さなどが保育現場への不満につながっていることが見えてきました。今後、働きやすい職場環境を作るための取組を行い、保育士等の離職防止や就労促進を図ることが必要です。

加えて、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が実施されるため、国による制度設計の情報を市町や関係団体に周知するなど、適切に対応していくことが必要です。

さらに、平成30年12月に「出入国管理及び難民認定法」が改正されたことにより、外国につながる子どもの増加が想定されることから、保育所等において適切に対応していくことが必要です。

このほか、子どもが病気になったとき、子どもを預けることができるように、病児・病後児保育等に取り組む市町を増やす取組や、放課後の子どもの居場所づくりとして、放課後児童クラブや放課後子ども教室の整備・運営等に取り組む市町の支援を行うなど、県内市町の「子ども・子育て支援事業計画」が着実に推進されるよう支援する必要があります。

(2) 今後の予定

「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」が最終年度を迎えることから、これまでの取組や市町が策定する次期「市町子ども・子育て支援事業計画」の内容をふまえ、次期計画（令和2～6年度）を策定するとともに、当該計画に基づき低年齢児や病児・病後児保育の充実、放課後児童対策など、子育て家庭を支える取組が進み、地域で安心して子育てができていく状況をめざして、幼児教育・保育の総合的な支援等を行います。

令和元年10月から実施される「幼児教育・保育の無償化」の影響も考慮し、待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援します。また、新任保育士の就業継続支援や保育士修学資金貸付事業などを実施するとともに、就労意欲のある潜在保育士等の就労促進につながる取組や、現在働いている保育士の離職防止を図るため、保育所におけるイクボスの取組を進めます。あわせて、就労を希望する方が求めているきめ細かな求人情報や研修事業、保育所等の情報を保育士・保育所支援センターにおいて一元的に発信するほか、保育士を補助する人材の確保を支援します。

低年齢児保育の受け皿として地域型保育の充実を進めていく中、その大きな担い手となる子育て支援員のための研修（地域保育コース・地域保育型）を引き続き実施します。

また、外国につながる子どもを含め、家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、児童の処遇の向上を図る市町を支援するとともに、幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための研修等を実施し、あわせて、保育士等の処遇改善の要件となっているキャリアアップ研修を実施することで、保育現場におけるリーダー的職員の育成および資質向上を推進します。

病児・病後児保育の運営、広域利用、施設整備への支援を行い、保育環境の整備に努めるとともに、多くの子育て家庭や関係団体の参加が見込まれるイベントなどの機会をとらえて、県内の病児・病後児保育施設を紹介し、事業の促進を図ります。

放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営、施設整備・拡充への支援を行うとともに、引き続き放課後児童支援員等への研修を行い、放課後における児童の健全育成に努めます。

項 目	(4) 支援が必要な子ども・家庭への対応	子育て支援課
<p>1 ライフプラン教育の推進</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>核家族化や地域の結びつきも弱くなる中、子どもたちが家庭を築くことや、家庭生活・家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。また、妊娠・出産には適齢期があることは十分に知られていません。医学的に正しい知識を知らないことにより、結果として妊娠・出産の希望がかなわないことは避ける必要があります。</p> <p>こうしたことから、医療機関等と連携して大学や企業へアドバイザーを派遣するなど、さまざまな主体と連携して家族の大切さや妊娠・出産、性に関する知識を習得する機会を設けました。</p> <p>引き続き、子どもたちを含めた若い世代に自らのライフプランを考えてもらうため、妊娠・出産や性に関する正しい知識を得る機会や家庭生活、家族の大切さを考える機会を提供することが必要です。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識等の習得が子どもたちを含めた若い世代の間に広がり、自らのライフプランを考える基盤ができていく状況をめざして、各市町や教育委員会等と連携した乳児ふれあい体験事業や中学生への命の教育セミナー事業等のライフプラン教育を推進し、命の大切さや家族の愛情を考える機会をつくり家族観の醸成に努めます。</p> <p>また、高校生や大学生、企業の若手従業員に対し、結婚、妊娠・出産や性に関する医学的情報に加えて、子育てと仕事の両立等「働き方」を含めた総合的な情報を提供することで自らのライフプランを考えるきっかけづくりとなるよう、アドバイザーを派遣し、関係機関・団体と連携して研修会を開催します。</p> <p>2 不妊に悩む家族への支援</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>結婚年齢や妊娠・出産年齢の上昇とともに、不妊治療を受ける方は増加していますが、特定不妊治療をはじめ、不妊治療・不育症治療には、一部検査を除き医療保険は適用されません。</p> <p>平成 16 年度に特定不妊治療（体外受精・顕微授精）への補助制度が国において創設され、その後、特定不妊治療における初回の治療費の上乗せや男性不妊治療費への助成など順次拡充が行われました。</p>		

しかしながら、経済的負担は依然として大きいことから、県では、国に対して不妊治療等に対する経済的支援の拡充を要望するとともに、所得の少ない夫婦への特定不妊治療費助成の上乗せや第2子以降の不妊治療の回数増、不育症治療等への助成、一般不妊治療（人工授精）に対する助成を行う市町への助成を県単独で行ってきました。

一方で、経済的な支援にとどまらず、不妊に悩む夫婦が治療を受けやすい環境づくりや専門相談の実施など、精神的な負担に対する支援の充実や、不妊や不育症に関する正しい知識の普及啓発が必要です。

(2) 今後の予定

不妊や不育症に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるようになっている状況や、男性不妊をはじめとする不妊や不育症に関する正しい知識が県民の間に広がっている状況をめざし、国補事業では、特定不妊治療（男性不妊治療を含む）を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、県単事業では、引き続き、特定不妊治療への上乗せや回数増など、市町が行う助成に係る費用の一部を助成します。

また、不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、引き続き「不妊専門相談センター」において相談や情報提供を行うとともに、不妊治療と仕事の両立が可能となるよう、新たに企業を対象とした講演会の開催や不妊治療のための休暇制度の導入などを働きかけていきます。

3 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

(1) 現状と課題

少子化・核家族化や地域社会でのつながりの希薄化などにより、妊産婦や育児中の親の孤立が問題となっています。

これらのことから、「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（平成27年度～令和6年度）に基づき、県内のどの地域においても妊産婦や乳幼児が必要なケアが継続的に提供されワンストップで利用できる体制づくりに取り組んでいます。平成27年度から母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣し、母子保健事業の現状把握、課題整理や地域の実情に応じた体制整備等について支援を行っています。今後も、各市町の母子保健体制の核となる人材の育成とともに体制整備、事業推進への支援が必要です。

(2) 今後の予定

県内のどの地域においても安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重県の実現にむけて「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の中間評価を行い、計画を見直します。

また、出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関する全ての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいる状況をめざし、三重県独自の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」※（三重県版ネウボラ）の取組により各市町の実情に応じた母子保健体制の構築に向けた支援を行います。

さらに、「産婦健康診査事業」が市町で円滑に実施されるよう、妊娠届出時のアンケート情報や産婦健診情報の活用に向けた検討を行うとともに、関係者向け研修を実施する等関係機関との連携に取り組みます。

あわせて、「子育て世代包括支援センター」※の設置を促進するとともに、母子保健コーディネーターの養成、母子保健担当者の研修を実施し、子育て世代包括支援センターや母子保健事業の核となる人材育成に取り組みます。

※出産・育児まるっとサポートみえ

県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる新たな三重県の出産・育児支援体制。

※子育て世代包括支援センター

全ての妊産婦・乳幼児・保護者を対象とし、①実情把握、②相談・助言・保健指導、③支援プラン策定、④保健医療等関係機関との連絡調整を行う。母子保健法の改正により市町に設置が努力義務とされた。

4 子どもの貧困対策の推進

(1) 現状と課題

県や市町、関係団体で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」の取組の一環として、行政や子どもの貧困対策に取り組む団体等を対象に講演会や意見交換などを行いました。今後も子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体間での顔の見える関係づくりや連携強化を支援する必要があります。

また、平成 29 年度に実施した子ども食堂の実態調査の結果をふまえ、多くの団体が活動に参画できるよう、運営等のノウハウをまとめたハンドブックを作成するとともに、子ども食堂開設講座を開催（76 人参加）しました。さらに、県内の子ども食堂関係者をつなぐ「三重こども食堂ネットワーク」の設立を支援しました。子ども食堂を拡充するために、食材の調達やボランティアの確保などさまざまな課題に対して取り組む同ネットワークの活動を支援する必要があります。

(2) 今後の予定

「三重県子どもの貧困対策計画」が最終年度を迎えることから、県内の貧困家庭等の実態を把握するとともに、「三重県子どもの貧困対策推進会議」の意見等をふまえ、次期計画（令和 2～6 年度）を策定します。

引き続き同推進会議等を活用し、子どもの貧困対策に取り組む関係団体間での顔の見える関係づくりや連携強化を進めていきます。

また、「三重こども食堂ネットワーク」が進める子ども食堂の充実に向けた取組に対し、引き続き支援していきます。

ひとり親家庭等については、三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親の就業支援等を行うとともに、日常生活支援を行う市町への支援を行います。

加えて、「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」が最終年度を迎えることから、同計画に基づく取組や実績等をふまえながら、次期計画（令和2～6年度）を策定します。

さらに、ひとり親家庭の子どもの学習支援を行う市町を支援するとともに、生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもの学習支援等を行います。あわせて、ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の学習支援等が全ての市町で利用できるようさまざまな機会を通じて働きかけます。

5 三重県立子ども心身発達医療センターの運営

(1) 現状と課題

社会における発達障がいに対する認識の高まりを受けて、発達障がい児等への医療、福祉に関する支援ニーズも高まっている中、診療体制のさらなる充実が課題となっています。

また、発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れることなく行われるよう体制づくりが必要です。

県では、平成29年6月に開設した「三重県立子ども心身発達医療センター」（以下「新センター」という。）において、併設する県立かがやき特別支援学校や、隣接する国立病院機構三重病院（以下「連携機関」という。）と連携し、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療・福祉・教育を提供するとともに、地域の支援機能を高め、発達支援の中核として県全体の総合力の向上をめざしています。

(2) 今後の予定

連携機関との連携を深め、新センターの診療機能の充実・強化を図るとともに、地域における途切れのない発達支援体制の整備に向けて、地域の医療関係者を対象とした研修の充実など、地域支援の取組を強化していきます。

6 子どもの発達支援体制の構築

(1) 現状と課題

市町の取組支援と関係機関との連携については、市町に対して保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するため、新センターにおいて市町職員等の長期研修（半年あるいは一年間）を実施したほか、巡回指導による技術的支援等を行いました。

また、外来診療待機等の問題解決に向けて、診療体制を強化するとともに、地域の医療機関等との連携を深め、地域における支援体制を強化していく必要があります。

さらに、発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進については、子どもが初めての集団生活で困難さを感じることなく過ごせるようにするとともに、二次的な問題行動等の予防にもつなげていくため、発達障がい児等に対する支援ツール「CLM^{*}と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進しました。

今後も、幼稚園・認定こども園・保育所でのさらなる導入を促進するとともに、指導方法の改善に向けて取り組んでいく必要があります。

※CLM (Check List in Mie)

幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、あすなる学園が開発したアセスメントツール。

(2) 今後の予定

市町の取組支援と関係機関との連携については、引き続き市町職員を新センターに研修生として受け入れ、専門性の高い人材育成に取り組めます。

また、地域の医療機関等との診療連携等を推進するため、新センターにおいて医師を対象とした、より実践的な研修会の開催等に取り組めます。

さらに、発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進については、幼稚園・認定こども園・保育所への「CLMと個別の指導計画」の導入促進を図るため、従来のアドバイザー研修に加え、「CLMと個別の指導計画」専任コース研修を実施し、市町の人材育成を行います。

引き続き、幼稚園等への巡回指導の実施や、保育士や幼稚園教員を対象とした圏域別研修会を充実させるとともに、保育士や幼稚園教員の養成施設の学生を対象とした研修会を開催するなど、同ツールの普及啓発に取り組めます。

7 DV防止対策の推進

(1) 現状と課題

DV被害者支援について、関係機関による「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を開催し、情報共有や意見交換等を行うとともに、女性（婦人）相談員等の専門性向上のための研修を行いました。引き続き、DVや性暴力・性犯罪を防止するための啓発を行うとともに、多様化、複雑化する相談に対し、適切な情報提供を行うなど、関係機関と連携し、被害者支援を推進する必要があります。

(2) 今後の予定

「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第5次計画）」が最終年度を迎えることから、同計画に基づく取組の進捗状況等をふまえながら、次期計画（令和2～4年度）を策定します。また、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けて啓発を行うとともに、関係機関と連携した取組を推進します。

項 目	(5) 児童虐待の防止と社会的養育の推進	子育て支援課
<p>1 児童虐待防止の推進</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成 24 年度以降、6 年連続で 1,000 件を超える高い水準で推移し、平成 29 年度は過去最多の 1,670 件となっています。</p> <p>この中で、虐待者の 54.8%が実母で、被虐待児童の 47.9%が0歳から6歳の学齢前児童となっています。このことは、子育ての中心が母親であることが多く、育児をはじめとするストレスが母親による虐待を誘発しているものと考えられています。</p> <p>特に、生命の危険や重篤事例につながる可能性の高い乳児への虐待では、望まない妊娠や心身の不調などを原因として、妊娠期から産前産後にリスクが高まると考えられており、虐待予防に向けて、医療と保健、福祉との一層の連携強化が課題となっています。</p> <p>平成 28 年の児童福祉法改正においては、要支援児童等に日頃から接する機会が多い、病院、児童福祉施設、学校などの関係機関が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該児童の情報を市町村に対して情報提供するよう努めなければならないとされました。また、同関係機関が児童相談所長等から当該児童に関する資料等の提供を求められたときにも資料等を提供することができるとされました。</p> <p>本県では、虐待通告時のリスクアセスメントおよび一時保護を解除し在宅支援を行う際のニーズアセスメントを行うための三重県版アセスメントツールの運用を行っており、その定着と精度向上に取り組んでいます。また、北勢地域で増加する児童虐待相談に機動的に対応できるようにするため、北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域の担当課等を独立させ、県鈴鹿庁舎内に新たに児童相談所を設置しました。</p> <p>(2) 今後の予定</p> <p>児童相談所の機能強化については、改正児童福祉法をふまえ、児童相談所の職員配置や法的対応力など児童相談所の機能強化等を目的とした取組を進めます。</p> <p>妊娠期からの虐待予防については、妊娠期からの虐待予防に向けて、望まない妊娠など予期せぬ妊娠に対する適切な支援を行うとともに、望まない妊娠の予防に向けた取組を推進します。併せて、市町、医療機関等との連携により、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる特定妊婦を早期に把握し、必要な支援を行います。</p> <p>相談支援体制の強化については、児童虐待への的確な初期対応とともに、その後の再発防止、家族の再統合などのため、研究機関による A I 技術の児童相談業務への導入研究への協力などを行い、アセスメントの精度を高めます。</p>		

また、県内市町の児童相談体制の強化に向け、各市町の規模、実情に応じた相談体制、取組が実現できるよう、市町職員のスキル向上のための人材育成支援の充実を図るとともに、市町要保護児童対策地域協議会における警察との連携や、協議会の運営強化に向けた各市町の取組を支援します。

子どもの権利擁護については、専任のコーディネーターを配置し、重篤事案に速やかに対応できるよう多機関連携の推進を図るとともに、円滑な協同面接の実施や家族の状況に応じた家庭復帰プログラムが実施できる仕組みの構築を進めます。

さらに、「子どもを虐待から守る条例」については、条例制定後15年が経過しており、社会情勢の変化や県の取組の進展をふまえて見直しを進めます。

2 社会的養育の推進

(1) 現状と課題

本県では、平成26年度に策定した「三重県家庭的養護推進計画」※（平成27年度～令和11年度）に基づき、保護者のいない子どもや、虐待などにより保護者に監護させることが適当でないなど社会的養護が必要な子どもには、里親やファミリーホームによる家庭養護での養育を優先的に検討するとともに、施設養護においてもできる限り家庭的な養育環境で生活できるようにすることをめざしてきました。

平成28年および平成29年の児童福祉法の改正を受け、平成29年8月に国の検討会から「新しい社会的養育ビジョン」※が公表されたことから、今後は、当該ビジョンの理念に沿って、関係者の密接な連携・協力のもと、社会的養育の推進に向け、里親委託と施設の小規模化等の推進に加え、子どもの権利擁護の取組、市町の子ども家庭支援体制の構築、自立支援の推進等の取組を進める必要があります。

※三重県家庭的養護推進計画

計画策定時（平成26年12月）の社会的養護の現状は、540人の要保護児童が本体施設に411人、グループホームに42人、里親・ファミリーホームに87人と、その割合はおよそ10：1：2となっていました。

本推進計画では、児童養護施設等と連携した取組を推進することで、この割合を15年後の令和11年度末におおむね1：1：1にしていくことをめざしています。

※新しい社会的養育ビジョン

改正された児童福祉法の新しい理念である、子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則の実現をめざすものであり、在宅での支援から代替養育や自立支援までのあるべき姿や工程が示されています。

これを受けて都道府県計画の見直しが求められており、里親等委託率の数値目標では、3歳未満は概ね5年以内、それ以外の就学前の子どもは概ね7年以内に75%以上を実現し、学童期以降は、概ね10年以内を目途に50%以上にする目標が掲げられています。

また、その実現に向けた過程では、子どもの最善の利益を念頭に、子どもが不利益を被ることがないように十分な配慮が必要とされています。

(2) 今後の予定

「三重県家庭的養護推進計画」を見直し、「新しい社会的養育ビジョン」の理念に沿って、「三重県社会的養育推進計画」（令和2年度～令和11年度）を策定します。

また、計画策定と並行し、里親・ファミリーホームへの支援の充実、児童養護施設等の本体施設の小規模化および地域分散化、子どもの権利擁護や施設退所者の自立支援の推進、市町の子ども家庭総合支援拠点の整備への支援に取り組んでいきます。

別冊 1

事務事業概要

令和元年5月

子ども・福祉部

目

次

1	子ども・福祉総務課	1
2	福祉監査課	2
3	地域福祉課	3
4	少子化対策課	5
5	子育て支援課	8
6	障がい福祉課	11

〈支え合いの福祉社会づくり〉

1 三重県社会福祉審議会の開催

社会福祉に関する事項を調査審議する知事の諮問機関である三重県社会福祉審議会を開催します。審議会では、主な計画の策定や改定、新たな取組やその取組状況、影響が大きいと見込まれる条例の制定等を議題としています。

2 被災者支援

自然災害により死亡した方の遺族に対し、市町を通じて災害弔慰金を支給するとともに、住居・家財等に損害を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行います。また、市町が指定する福祉避難所等の機能向上を支援します。

3 子ども・福祉部の地域機関

(1) 福祉事務所

福祉事務所名	管内区域	所在地
北勢	木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町	四日市市新正4丁目21-5
多気度会	明和町 大台町 玉城町 大紀町 南伊勢町 度会町	伊勢市勢田町628-2
紀北	紀北町	尾鷲市坂場西町1番1号
紀南	御浜町 紀宝町	熊野市井戸町383

*多気町については、平成23年度から多気町が福祉事務所を設置しています。

(2) 児童相談センターおよび児童相談所

名称	管内区域	所在地
児童相談センター		津市一身田大古曾694-1
北勢児童相談所 (一時保護所を付設)	桑名市 四日市市 いなべ市 桑名郡 員弁郡 三重郡	四日市市大字泊村977-1
鈴鹿児童相談所	鈴鹿市 亀山市	鈴鹿市西条5-117
中勢児童相談所 (一時保護所を付設)	津市 松阪市 多気郡	津市一身田大古曾694-1
南勢志摩児童相談所	伊勢市 鳥羽市 志摩市 度会郡	伊勢市勢田町628-2
伊賀児童相談所	伊賀市 名張市	伊賀市四十九町2802
紀州児童相談所	尾鷲市 熊野市 北牟婁郡 南牟婁郡	尾鷲市坂場西町1番1号

(3) その他の地域機関

名称	所在地
女性相談所	津市一身田大古曾657
国児学園	津市栗真町屋町524
障害者相談支援センター	津市一身田大古曾670-2
子ども心身発達医療センター	津市大里窪田町340-5

〈支え合いの福祉社会づくり〉

1 社会福祉法人等の指導監査等

社会福祉法人の適正な運営、社会福祉施設、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等による適切なサービス提供の確保に向け、法人や施設等に対し、指導監査等を実施し、福祉サービス事業の適正かつ円滑な運営の確保を図ります。

2 福祉行政指導監査

保育行政並びに児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法および老人福祉法に係る措置事務等について、市町、県福祉事務所および児童相談所に対し、適正に実施されているか指導監査を行い、福祉行政の適正かつ円滑な実施の確保を図ります。

3 有料老人ホームの検査

関係法令・通知で規定する設備・運営基準等の遵守状況についての検査を行い、適正な老人福祉の確保を図ります。

4 公益法人等立入検査

子ども・福祉部関係の公益法人および移行法人に対し、立入検査を行い、適正な運営の確保を図ります。

5 社会福祉法人等の認可等

社会福祉法人の設立認可および定款変更・合併・解散等の認可についての事務を行います。また、子ども・福祉部関係の一般法人の公益認定並びに公益法人および移行法人に関する事務を行います。

〈支え合いの福祉社会づくり〉

1 日常生活自立支援事業

判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障がい者等の日常生活を支援するため、福祉サービスの利用援助等を行う三重県社会福祉協議会の活動を支援します。

2 民生委員活動費

地域住民や要援護者等に対して相談・支援等を行う民生委員・児童委員に対し、活動費を支給します。

3 民生委員一斉改選事務費

3年に1度の民生委員・児童委員の一斉改選を行います。

4 地域福祉推進啓発事業

福祉に対する理解を深めるとともに、県内全域で地域福祉をより一層推進していくため、新たな地域福祉支援計画および地方再犯防止推進計画を策定します。

5 福祉サービス運営適正化事業補助金

三重県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置し、日常生活自立支援事業の適正な運営の確保を図るとともに、福祉サービス利用者等からの苦情相談に適切に対応することで問題解決を支援します。

6 ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業

ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例および条例に基づくユニバーサルデザインのまちづくり推進計画に沿って、ヘルプマークの普及や県有施設のユニバーサルデザインに配慮した整備の推進などの取組を進めます。

7 地域公共交通バリア解消促進事業

公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化（段差解消、内方線整備等）に対する支援を行います。

8 生活保護扶助費

生活に困窮する方に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護法に基づいて必要な扶助費を給付するとともに、就労や健康・生活面に着目した支援を行います。

9 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、県所管地域（多気町を除く郡部）において生活困窮者の相談に適切に応じ、自立に向けた支援に取り組むとともに、市町（福祉事務所設置自治体）においても自立支援の取組が円滑に進められるよう、必要な研修や情報提供等を行います。

10 戦没者慰霊事業

戦没者、戦災死没者を追悼し、冥福を祈念するため、県戦没者追悼式を開催するとともに、全国戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」慰霊式に参列します。また、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるため、若年世代の参加を促します。

〈子育て支援と家庭・幼児教育の充実〉

1 生活困窮家庭の子どもの学習支援事業

貧困の連鎖の防止を図るため、生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の中学生および高校生世代を対象に、将来の自立に向けた学習支援、進路相談、生活相談および親への養育支援等を実施します。

〈防災・減災対策を進める体制づくり〉

1 私立幼稚園施設耐震化整備費補助金

私立幼稚園における屋内運動場の天井等落下防止対策等の耐震化事業に対して助成を行うことにより、安心して学べる環境の整備を促進します。

〈少子化対策を進めるための環境づくり〉

1 少子化対策県民運動等推進事業

結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる地域社会づくりをめざして、「少子化対策推進県民会議」を開催し、さまざまな主体の参画を得ながら、これまでの取組成果や課題をふまえ「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の改定を行うとともに、「みえ・たい³（たいキューブ）・スイッチ」関連イベント等を行い、少子化対策を推進する機運醸成を図ります。

2 子育て家庭応援事業

市町と連携して「子育て・子育てマイスター養成講座」や「孫育て講座」を開催するなど、子育て家庭を応援する取組を促進します。

3 子どもの育ちの推進事業

子どもの育ちや子育て家庭を応援する「みえ次世代育成応援ネットワーク」等と連携して各種イベントを実施するとともに、子どもが夢の実現に向けて主体的に取り組む活動を応援します。また、企業等と連携して子育て家庭を応援するため、「子育て家庭応援クーポン」協賛店舗の新規店舗数の拡大に向けて取り組みます。

4 子ども・若者対策事業

三重県青少年健全育成条例に基づき、立入調査等を行うとともに、子どものネット被害防止に向けて、青少年の携帯電話等のフィルタリング利用の啓発等に努めます。

5 男性の育児参画普及啓発事業

男性の育児参画の機運を高めるよう、さまざまな育児への関わり方の事例等の周知を通じて普及啓発や情報発信を進めます。また、中間マネジメント層を効果的に巻き込みながら、仕事と育児の両立に向けた職場環境づくりを進めるため、企業の経営者等を対象にした意見交換の場を設けるなど、「みえのイクボス同盟」加盟企業等においてイクボスの取組が促進されるよう取り組みます。

〈結婚・妊娠・出産の支援〉

1 みえの出逢い支援事業

「みえ出逢いサポートセンター」における出逢いイベント等の情報提供のほか、結婚を望む人のより身近な地域で出逢いの場づくりの取組が進むよう、各地域における相談体制を強化し、市町や企業、団体などが行う取組の支援をより一層進めるとともに、さまざまな主体と連携し、引き続き機運の醸成に取り組みます。

〈子育て支援と家庭・幼児教育の充実〉

1 教育・保育給付事業

保育所や認定こども園等に対し、市町が支弁する施設型給付費や地域型保育給付費、「幼児教育・保育の無償化」に伴い必要となる費用の一部を支援し、市町等における円滑な事業の推進を支援することにより、幼児教育・保育の総合的な提供等を図ります。また、認可外保育施設等の指導監督業務に係る専任職員を新たに配置することにより、指導・相談体制を強化します。

2 保育対策総合支援事業

待機児童の解消や保育基盤の整備等を図るため、保育士確保のための保育士・保育所支援センターの運営や保育士修学資金等の貸付を行うとともに、家庭環境に配慮が必要な児童のための保育士加配等を支援します。また、保育士を補助する人材を確保することにより、保育士の負担軽減、早期離職防止を図ります。さらに、保育士・保育所支援センターの機能を強化して、保育士の確保・定着を図るとともに、働きやすい職場環境をめざして、保育所におけるイクボス普及の取組を進めます。

3 地域子ども・子育て支援事業

全ての子育て家庭および子どもを対象として、病児・病後児保育事業や地域子育て支援拠点事業など、地域の実情に応じたさまざまな子ども・子育て支援の取組を実施する市町を支援します。

4 放課後児童対策事業費補助金

保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図り、適切な遊びや生活の場を確保するため、放課後児童クラブの設置や運営支援を行います。

5 放課後子ども教室推進事業

放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進を図るため、放課後子ども教室の運営支援を行います。

6 親の学び応援事業

「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、家庭教育の充実に向けた気運醸成や市町と連携した取組を進めるとともに、乳幼児から学齢期の子を持つ親同士の交流の機会や父親等を対象にした子育てを考える場を市町や企業と連携して提供します。また、幼稚園や保育所等に野外体験保育を普及するとともに、野外体験保育を推進する核となる人材を育成するほか、「ありがとうの一行詩コンクール」を実施します。

7 私立幼稚園等振興等補助金

私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人に対して、経常費の一部を助成することにより、幼児教育の水準の維持向上、園児の就園上の経済的負担の軽減および幼稚園等の経営基盤の安定化を図ります。また、幼稚園教諭の処遇改善に取り組む学校法人に対して、経費の一部を助成します。

8 保育専門研修事業

多様化・高度化する保育ニーズ等に対応するため、保育士や子育て支援員（地域保育コース・放課後児童コース）、放課後児童支援員の認定資格研修や資質向上研修、保育現場で求められる専門性の向上に向けた研修等を行います。

9 保育士等キャリアアップ研修事業

保育士等の処遇改善を進め、保育現場におけるリーダー的職員の育成や保育士等の専門性の向上を図るため、職務内容に応じた研修を実施します。

10 認定こども園等整備事業

認定こども園の施設整備を行うとともに、認定こども園等における教育の質向上を図るための研修を実施します。また、園務改善のためのICT化に要する経費等への支援を行うなど、質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制の整備を図ります。

〈あらゆる分野における女性活躍の推進〉

1 DV対策基本計画推進事業

「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第5次計画）」に基づき、相談員や関係者の資質向上のための研修会、DV防止の街頭啓発を行うなど、市町や民間団体と連携し、被害者相談・保護・自立支援等を行うとともに、次期計画（令和2～4年度）を策定します。

〈少子化対策を進めるための環境づくり〉

1 思春期ライフプラン教育事業

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性の多様性を含む性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考える基盤ができるよう、小中学生を対象とする赤ちゃんふれあい体験事業や市町内の全ての中学校において命の教育セミナーを実施する市町への補助等を行います。また、大学生や若手従業員等を対象に自らのライフプランやキャリアデザインを考える研修会等を開催します。

〈結婚・妊娠・出産の支援〉

1 不妊相談・治療支援事業

特定不妊治療費および男性不妊治療費への助成を行うとともに、特定不妊治療費の上乗せや第2子以降の不妊治療の回数増、不育症治療費や一般不妊治療費（人工授精）への助成を行う市町への補助を行います。また、「不妊専門相談センター」において不妊や不育症に関する相談や、治療に関する情報提供を行います。

2 出産・育児まるっとサポートみえ推進事業

各市町の母子保健活動の核となる人材を育成するとともに、事業推進のための情報交換会や研修会を開催します。また、妊娠届出時アンケートから産婦健康診査事業まで継続したデータを評価、検討するとともに、大学教員を母子保健体制構築アドバイザーとして市町に派遣し、専門的視点から具体的な助言、指導を行うなど、各市町の実情に応じた母子保健体制の整備を支援します。

3 健やか親子支援事業

母子保健統計の分析を継続して実施し、関係機関に還元するとともに、ヒトT細胞白血病ウイルス（HTLV-1）の母子感染の防止に向けた検査体制の整備や医療関係者の研修を行います。また、「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の中間評価を行い、計画を見直します。

〈子育て支援と家庭・幼児教育の充実〉

1 子どもの貧困対策推進事業

子どもの貧困対策の推進を図るため、「三重県子どもの貧困対策推進会議」を開催し、県、市町、関係団体等の連携強化を進めます。また、「三重県子どもの貧困対策計画」が最終年を迎えることから、県内の支援が必要な家庭等の実態を把握するとともに、同推進会議の意見をふまえ、次期計画（令和2～6年度）を策定します。

2 ひとり親家庭自立支援事業

ひとり親家庭の母または父が、安定した雇用と収入を確保できるよう、高等職業訓練促進給付金の支給等の就業支援を行うとともに、安心して子育てができるよう、家庭生活支援員の派遣による日常生活支援やひとり親家庭の子どもの学習支援など必要な支援を行います。

また、「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」が最終年を迎えることから、同計画に基づく取組や実績等をふまえながら、次期計画（令和2～6年度）を策定します。

3 医療支援事業

途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進するとともに、医療従事者等を対象とした研修会を開催するなど、地域の関係機関によるネットワークづくりを進めます。

〈児童虐待の防止と社会的養護の推進〉

1 児童一時保護事業

児童相談所に併設する一時保護所において被虐待児童等を保護し、児童の安全の確保を図るとともに、専門職による心のケア等を行います。また、乳児院や児童養護施設、医療機関等への一時保護委託を実施し、被虐待児童等へのケアを行います。

2 児童虐待法的対応推進事業

児童相談所の法的対応、介入型支援を強化し、児童虐待に的確に対応するため、アセスメントの精度を高めます。また、子どもの権利擁護を推進するため、多機関連携の推進や協同面接の確立に取り組むとともに、アドボケイト（代弁・擁護者）の養成、適切な家庭復帰に向けた仕組みづくりを進めます。

3 市町児童相談体制支援推進事業

市町との継続した定期協議を実施し、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣等を行うとともに、市町職員を対象とした研修の充実を図ります。

4 若年層における児童虐待予防事業

若年層における児童虐待の未然防止を図るため、「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」を引き続き開設し、計画していない妊娠や思春期世代への相談支援を行います。

5 家庭的養護推進事業

「新しい社会的養育ビジョン」の理念をふまえ、社会的養育の推進を目的とした新たな計画を策定します。また、里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチング、里親委託中から委託解除後の支援までを行う里親養育包括支援体制の整備を進めます。さらに、児童養護施設の小規模グループケア化や地域分散化、児童家庭支援センターの設置を促進します。

6 家族再生・自立支援事業

入所児童の処遇向上を図るため、児童養護施設職員等の人材育成に取り組むとともに、退所者に対し生活の場の提供や施設に帰省した際の経費の補助を行うほか、入所中の児童に退所後の進学や就職について考える機会を提供します。

〈障がい者の自立と共生〉

1 障がい福祉総務費

障害者基本法に基づく三重県障害者施策推進協議会や障害者総合支援法に基づく三重県障害者自立支援協議会の開催を通じて、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」等の進捗を図りつつ、障がい者施策を適切に推進します。

2 障がい者の地域移行受け皿整備事業

障がい者の地域移行を進めるため、グループホームや日中活動の場の整備促進に取り組みます。

3 医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業

医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、これまでに各地域で構築された支援体制の強化と連携を図るため、地域ネットワークへの側面的支援を行います。また、医療的ケア児・者コーディネーターの養成、障害福祉サービス等事業所職員の医療的ケア技術のスキルアップおよび地域ネットワークにおけるスーパーバイズ機能構築に向けた研修会を開催することにより人材育成面を強化するなどして、医療的ケアが必要な障がい児・者の地域での受け皿を拡充します。

4 障がい者就労支援事業

経営コンサルタント等を活用した福祉事業所の経営改善等への支援を進めるとともに、福祉事業所に対する受注の仲介、販路開拓等を行う共同受注窓口の取組を支援し、一層の受注拡大を進めます。

5 障がい者相談支援体制強化事業

障害保健福祉圏域を基本として、就業・生活相談を実施するとともに、障がい児等に対する支援体制の整備を進めます。また、県内全域を対象とした自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がい等に係る専門性の高い相談事業を行います。

6 障がい者権利擁護推進事業

障がいを理由とする差別の解消に向けて、相談員を設置するとともに、諮問機関として調査・審議を行う三重県障がい者差別解消調整委員会を設置するほか、三重県障がい者差別解消支援協議会を構成する関係機関と連携して、普及啓発等に取り組みます。また、研修の実施や専門家チームの活用により、障がい者の虐待防止や対応力の向上を図ります。さらに、「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、手話を使用しやすい環境の整備を進めます。

7 障がい者の持つ県民力を発揮する事業

障がい者の芸術・文化活動を活性化するため、さまざまな主体と連携して「三重県障がい者芸術文化祭」を開催します。

〈地域スポーツと障がい者スポーツの推進〉

1 障がい者スポーツ推進事業

令和3年の三重とこわか大会に向けて、選手の発掘・育成や指導員等の養成、練習環境の整備を行います。また、東京パラリンピックに向けて、引き続き、国内外の大会で活躍できる身体障がい者の選手の発掘・育成を図ります。